

寒河江川土地改良区たより

2024/令和6年 6/17 No.45

土地改良区の概要

受益面積：3,099ha

組合員数：3,823名



みどり
水と里ネット

(土地改良区のお称です)

水は農業用水、地域用水を

土は土地、農地、土壌を

里は農村空間や農家・非農家など
の生活空間を表現しています。

CONTENTS

理事長あいさつ	2
第48回通常総代会を開催	3
令和6年度に実施する主な土地改良事業	4~5
令和6年度 寒河江 中郷地区・金谷地区 農村整備事業を国へ採択申請	6
令和6年度予算の概要、賦課金について	7
土地改良区からのお知らせ ほか	8~10

昭和堰頭首工仮復旧工事の様子

令和6年2月29日撮影

※4ページに詳細記載

編集・発行

寒河江川土地改良区

TEL.(0237)86-5112 FAX.(0237)86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2

E-mail:sagae-r4@cpost.plala.or.jp <https://www.sagaegawa.com/>



理事長あいさつ



理事長
奥山喜男

おはようございます。本日は朝早くから雪で足元の悪い中、第48回通常総代会にご出席をいただき誠にありがとうございます。常日頃、当土地改良区の事業運営にご理解とご協力いただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

開会に先立ち1月1日の能登半島地震で被害に遭われ、亡くなられた方に衷心より哀悼の意を表し、また被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復興をご祈念申し上げます。

本日は、公務多忙なところご来賓として本総代会にご臨席を賜りました佐藤寒河江市長様、森谷河北町長様には厚く御礼申し上げます。また、寒河江市農林課の猪倉課長様・河北町農林課の宇野課長様には、常日頃、改良区事業に多大なるご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

令和5年を振り返れば、今年の春は桜の開花も例年になく早く上旬ころから咲き始め半ばには満開、その後、春作業も順調に推移しましたが、5月中旬には気温が30度を超える日があり猛暑を感じさせる気配でした。6月中旬に寒河江川の水量が不足して河川の河道掘削をして濁水に備えましたが、一転して7月初めより雨が20日頃まで続き北谷地地区において土砂崩れが発生しました。その後、これまでにない猛暑と少雨が9月中旬の後半まで約2か月間にわたり続き、水稻の品質低下、果樹・野菜などの日焼けといった、農作物等に大きな被害が発生いたしました。

昭和堰頭首工の不具合の中、組合員の皆さんには配水のことでご心配をおかけし、お詫び申し上げます。そうした状況のところ皆様にご協力いただき、配水することができました。ありがとうございました。また、寒河江市様、河北町様には揚水機のポンプに係る電気料高騰対策助成金や災害復旧費用負担も協力いただき、この場をお借りして御礼申し上げます。

今年度ご指摘を受けました配水の問題に関して、各地区の要望と令和5年度の教訓を生かし対処してまいりたいと思います。これからも組合員、皆様方のご協力もいただきながら進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

不具合だった昭和堰頭首工の仮復旧工事もほとんど終了し、3月11日より通水予定です。ご協力いただきありがとうございました。今年は、ゲートが完全に閉まるようになるので、計画取水ができそうです。今回の仮復旧工事で頭首工の損傷状態を見ますと、思った以上に河床の洗堀が起こり、鉄筋が広い範囲で現れた状況でした。令和7年度中に本復旧工事が行われます。併せて中央管理棟の通信網整備も同時に行い、完全な復旧を進めてまいります。

今、国会で審議されている「食料・農業・農村基本法」ですが、**食料安全保障の確保、農業に有する多面的機能の発揮、農業の持続可能な発展、その基盤としての農村の振興**の4つの理念が掲げられています。これまでの基本法は、制定当初の60年前が食糧増産時代だったので食糧増産に向けた基本法でした。その後10年経ち1970年には減反政策が始まり、25年前の1999年に見直しがあり、**農業農村の持つ役割を高めることと、食料自給率向上が目的**となりました。そしてこのたびは、人々の生命を維持する食料の生産と持続性、農業農村の自然環境保全や防災減災と言った多面的な役割が今回の改正で重要視されているようで、それらの内容を見ますと今後、改良区の役割が大きくなっていくと思われまます。

当改良区事業として進められている基幹水利施設関連はもとより、柴橋地区の農地整備事業も令和7年度の採択に向けて進められていることや、平田ため池の堤体工事を令和6年度より2年間計画しています。そのため関係水域での水稻作付けができなくなる状況です。関係者のご理解ご協力を引き続きお願い申し上げます。

他に県営引竜地区農地整備事業も、地下かんがいの条件整備を最後にまもなく完成を迎えます。関係者の方々のご労苦に感謝申し上げます。令和6年度の適正化事業に関しては寒河江地区を予定しています。なお、水利施設等の管理監視体制のスマート化の事業や調査計画も予定され、将来に向けた事業展開がなされます。

運営面では、寒河江川土地改良区は寒河江土地改良区と大堰土地改良区が合併して22年になります。今期6期半ばですが、昨年末より運営改革検討特別委員会を設置し7期目に向けて運営に関する内容を検討いただいております。総代定数、役員定数、職員体制、地区交付金といった関係や、水路等の維持管理関係です。それに令和7年までに理事に占める女性の割合を10%にする目標が「食料・農業・農村基本法」と土地改良長期計画の中にうたわれています。6期目中に規約等の整備をしていきたいと思っておりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

結びの本日の議案の全議案をご承認いただき、事業運営にあたっていきたく思います。なにとぞよろしくご審議くださいますようお願いしましてあいさつといたします。

第48回通常総代会を開催

3月9日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて第48回通常総代会が開催されました。議長に溝延地区の東海林秀雄氏を選任し、令和6年度一般会計収支予算等16議案が上程され、審議の結果、全議案原案どおり可決されました。



議長 東海林 秀雄 氏

令和5年度

- 総認第1号 令和5年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
総議第17号 令和5年度一般会計収支補正予算（案）について
監査報告書

令和6年度

- 総議第1号 令和6年度土地改良施設維持管理適正化事業の加入及び資金拠出について
総議第2号 寒河江中郷地区農業農村整備事業県単独事業（事業採択申請）の実施について
総議第3号 金谷地区農業農村整備事業県単独事業（事業採択申請）の実施について
総議第4号 中郷地区水利施設等保全高度化事業の実施について
総議第5号 団体営情報通信環境整備対策事業（調査計画）の実施について
総議第6号 令和6年度事業計画（案）について
総議第7号 令和6年度一般賦課金の賦課徴収について
総議第8号 令和6年度事業特別賦課金の賦課徴収について
総議第9号 令和6年度水路使用料及び事務手数料の徴収について
総議第10号 令和6年度地区除外等決済金の徴収について
総議第11号 令和6年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について
総議第12号 令和6年度一般会計収支予算（案）について
総議第13号 令和6年度一般会計の一時借入金及び長期預貯金預入先について
総議第14号 付帯決議について



総代会の様子

令和6年度に実施する主な土地改良事業

◎県営寒河江川下流地区水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

事業費：300,000,000円(予定) (事業主体：山形県)

昭和堰頭首土砂吐ゲートが全閉不可能となっており、ゲート下部から漏水していたものを、全閉ができるように最低限の工事を実施し、通水に支障をきたさないように応急的に工事を令和5年度に行いました。※表紙掲載

今年度は、除塵網場の交換や、中央管理棟の水管理システムの更新を行う予定です。以前にもたよりにてお知らせしておりますが、令和7年度の秋頃から、昭和堰頭首工の本復旧工事が着工予定です。



工事着工前 全閉操作を阻害



工事着工後 復旧状況

◎土地改良施設維持管理適正化事業

令和6年度事業費：25,000,000円(補助率：国・県60%)

《内訳》

- ・二ノ堰幹線用水路目地補修工事
(10,000,000円)
- ・二ノ堰幹線用水路水門等補修工事
(8,000,000円)
- ・中郷揚水機場気中負荷開閉器補修工事
(7,000,000円)



島地区 二ノ堰幹線用水路(目地)



石持地区 二ノ堰幹線用水路(守川分水門)



中郷揚水機場 気中負荷開閉器

令和6年度 新規採択 土地改良事業

◎団体営情報通信環境整備対策事業(調査計画)【新規】

事業費：10,000,000円(予定) (補助率：国100% 事業主体：土地改良区)

少子高齢化、人口減少の進行等により、農業農村インフラの維持管理体制が弱まり、農業生産における労働力不足等が心配される中、情報通信技術の活用に期待が高まっています。

本事業では、揚水機場や水門の遠隔操作を自動化し、農業農村インフラ管理の省力化・高度化を図るための調査を実施する予定です。また、スマート農業実践の実装化を図るために、情報通信環境を整備するための調査計画を実施する予定です。

※写真は調査予定地から一部抜粋した箇所です。



谷沢地区 ダンゴ淵本川ゲート 水門の遠隔操作



押切地区 下釜排水機場 監視カメラ設置

◎団体営山形県防災減災事業(ため池緊急防災環境整備)【令和5年度繰越】

事業費：10,000,000円(予定) (補助率：国100% 事業主体：土地改良区)

平成30年7月西日本豪雨において、多くのため池が被害を受けました。農地の被害を防ぐとともに、災害時にもため池の機能や、さらに下流域の住宅をはじめ公共施設等を守るための安全性が求められています。そのため、ため池の監視や管理を強化し、緊急的な防災対策を取ることが必要です。

大堰地区のため池3カ所(引竜第1ため池、引竜第2ため池、平田ため池)と、寒河江地区のため池6カ所(大堤、小堤、上沼、下沼、大和沼、墓土沼)に監視カメラ等を設置する計画です。



中郷地区 大和沼



引竜第2ため池 監視カメラ設置

令和
6年度

寒河江中郷地区・金谷地区 農村整備事業を 国へ採択申請

◎山形県農村整備調査計画事業(事業採択申請)

事業費(予定) 16,000,000円 (補助率: 県40% 事業主体: 土地改良区)
内訳 ・寒河江中郷地区 A=60.3ha 事業費(予定) 7,000,000円
・金 谷 地区 A=83.7ha 事業費(予定) 9,000,000円

この地域の水田は、10a区画であったり用水路の反復利用をするなど、農道もない未整備区域であります。また農家の高齢化が著しく新たな担い手の確保が急がれる地域でもあります。

令和3年度から組合員からご協力いただき、国などの補助金を活用しながら、調査計画を進めてきました。将来は1.2ha区割りで用水路も排水路も地中化して、草刈りを低減したりスマホで水管理を行うなどスマート農業を目指します。

4年目になる今年度は、事業の採択について国に申請書を提出することになります。

国の審査で承認されれば令和7年度に採択、詳細な測量設計後、令和9年度～14年度の6年間で区画整理工事は完成予定です。この6年間のうち工事対象となる場合は、1年間だけ作付けができなくなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。



整備前の中郷地区

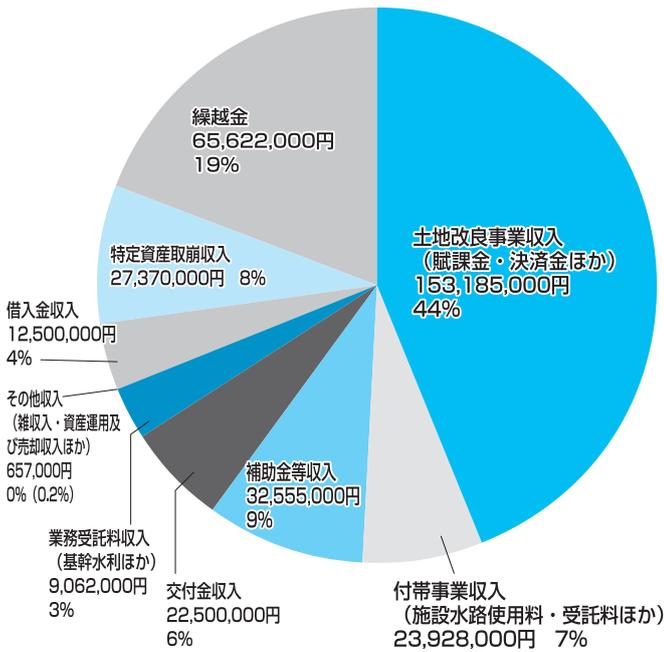


整備前の金谷地区

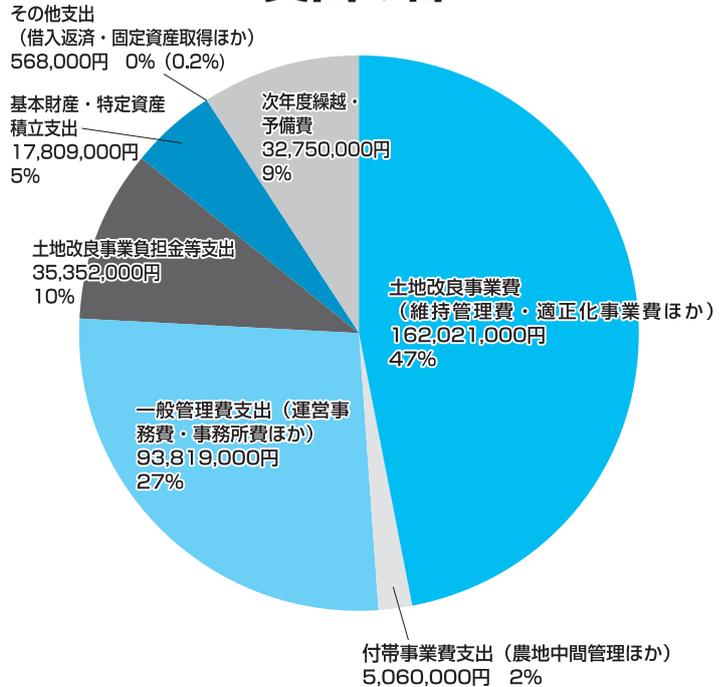
令和6年度一般会計の予算概要について

収支予算額 収入 支出 347,379,000円

収入の部



支出の部



◆令和6年度 土地改良区賦課金について◆

第1期 発行日：令和6年6月17日 納入期限：令和6年6月28日
 第2期 発行日：令和6年10月15日 納入期限：令和6年10月31日

経常賦課金

地目	10a単価 (全期)			
	大堰地区	寒河江地区	白岩地区	中郷地区
田	4,600円	4,600円	3,900円	7,700円
畑	1,530円	2,300円	2,810円	2,500円

事業特別賦課金

事業名	10a単価 (全期)	
	事業内容	単価
柴橋地区農地整備調査計画事業	調査計画	3,000円
	調査計画事務 (耕作者)	500円
	調査計画事務 (所有者)	500円
新吉田、平田、引竜地区管理事業	平田地区	ため池工事のため免除
	沢畑開田	免除

※各期とも1/2ずつ賦課いたしますが、総額が10,000円以下の組合員につきましては全期分を第1期時に賦課いたします。

※令和6年度に賦課する賦課金の延滞利子について、年度内に納入になった場合に限り延滞利子を免除します。

※平田地区管理賦課金及び沢畑地区開田賦課金について、令和6年度から令和7年度にかけて平田ため池の堤体工事を行う予定のため、その期間中については賦課金を免除します。

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事由	申請書の種類	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・農地の取得・喪失があったとき ・死亡・相続・農業者年金受給のとき ・農地の貸借があったとき 	組員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・地目を変更したとき 	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・農地を転用するとき ・公共事業で買収があったとき ・農用地外に農地を変更するとき 	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。土地改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
<ul style="list-style-type: none"> ・居住地を変更したとき 	住所変更届	
<ul style="list-style-type: none"> ・寒河江市で下水道許可区域外で浄化槽を設置したいとき 	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・河北町で浄化槽を設置したいとき 	施工承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・土留め工事をしたい ・水路に橋を取り付けたい ・工事等で農道を利用したいなど 	施工承認願	土地改良区への相談が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽を廃止したとき ・使用者が変わったとき 	水洗便所(中止・廃止)届 水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

令和6年度 水路使用料及び主な事務手数料

種別	単価
水路使用料(一括払い)	1人槽当たり 7,500円
農地転用意見書交付手数料	~5,000㎡未満 1件 8,000円
	5,000㎡~20,000㎡未満 1件 55,000円 理事会承認
	20,000㎡~ 1件 110,000円 総代会承認
承認書交付手数料	1件 8,000円
境界立会手数料	1件 8,000円

令和6年度 地区除外等決済金単価表

地区	除外地区分	10a単価
大堰地区	大堰地区	184,950円
	田中区画整理	256,870円
	所岡区画整理	228,330円
	荒町東区画整理	288,980円
	新吉田地区	204,700円
	平田地区	301,150円
寒河江地区	引竜地区	194,770円
	寒河江地区	196,840円
	白岩地区	119,850円
	中郷地区	274,260円
	畑地かんがい事業	196,840円

OECDが二の堰親水公園を視察

OECD（経済協力開発機構）とは、38カ国が加盟する経済成長に必要な政策提言を行う機関です。

農村地域の持続的発展のためには何が必要か、どのような政策が有効か調査を行っています。

その一環として、今年1月に二の堰親水公園の現地視察が行われました。

ドロテ・アラン・デュプレ課長からは「子どもたちと公園との関わり方を今後どうしていくのか」など質問を受けました。

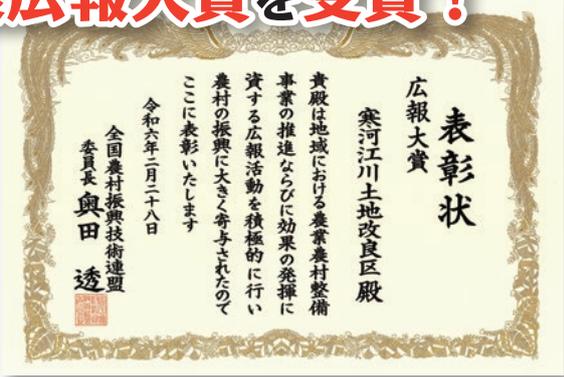
農業用施設と自然公園の機能を併せ持つ二の堰親水公園を、地域の宝として今後も守っていきます。



OECD ドロテ・アラン・デュプレ課長（中央）

令和5年度 「河北水・土・里 POWER フェスティバル」が 農業農村整備事業広報大賞を受賞！

令和6年2月28日（水）、令和5年度広報大賞表彰式にて当改良区が広報大賞を受賞しました。この賞は、全国農業農村振興連盟が募集した農業農村整備事業広報大賞の選考で、全国の広報活動の中からさまざまな節制の中で創意工夫がなされ、特にその成果が優れていると認められ表彰されたものです。



5年水張りに 係る用水使用に ついて

水田活用の直接支払交付金に係る5年に1度の水張りについて、かんがい期間内（5月6日から9月10日まで）で実施していただく必要があります。この期間外で実施すると、水利権違反となり取水停止などの措置が行われる場合がありますので、かんがい期間内で実施くださいますようお願いいたします。

また、水利権により農業用水の取水量が決まっているため、水不足が生じないように下流エリアへの配慮や取水を一時期に集中させず、複数年度に分散して水張りをを行うブロックローテーションなどの対応をしていただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください

各種申請・手続きに関すること／賦課金納入に関すること／用排水等維持管理に関すること

〈事務所受付時間〉

月～金：午前8時30分～午後 5時00分

土：午前8時30分～午前12時00分（4月～9月の奇数週、10月～3月は休業）

〈連絡先〉寒河江川土地改良区 TEL：0237-86-5112

土地改良区からの情報については、ホームページやX（旧Twitter）からも確認できますのでぜひご利用ください。

<https://www.sagaegawa.com/>

🔍 検索



X(旧Twitter) アカウント

@8i7gRyHX326V5ij

